

119番通報の救急要請時における口頭指導に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、119番通報の救急要請時に浜松市消防通信規程第2条第1項第15号に規定する指令管制員が実施する口頭指導について、救命効果の向上に資することを目的としてその実施方法等必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 口頭指導 119番通報の救急要請時に指令管制員が救急現場付近に在る者に対して、電話により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を実施することをいう。
- (2) 口頭指導員 指令管制員が口頭指導を実施するための要件を満たす消防職員をいう。
- (3) 応急手当実施者 口頭指導員により口頭指導を受け、傷病者に対して、応急手当を実施する者(口頭指導員の口頭指導を実施者に伝える者も含む。)をいう。
- (4) プロトコル 口頭指導を行う指導項目ごとに、口頭指導員が応急手当実施者に対して、実施する指導手順をいう。
- (5) 救急現場付近に在る者 浜松市救急業務取扱規程第2条第1項第5号に規定する関係者、通報者及び迅速に協力できる者をいう。

(口頭指導員の要件)

第3条 口頭指導員は、指令管制員のうちから次のいずれかの者をもって充てる。

- (1) 救急救命士
- (2) 救急隊員の資格を有する者
- (3) 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱(平成5年3月30日付け消防救第41号)に基づく応急手当指導員

(口頭指導の指導項目)

第4条 口頭指導員が口頭指導を実施する指導項目は、別に定める119番受信時の口頭指導マニュアル(以下「マニュアル」という。)中の各項目のプロトコルに基づき実施すること。

(口頭指導の実施)

第5条 口頭指導員は、次のいずれかに該当する場合は、口頭指導を実施すること。

- (1) 要請内容から応急手当が必要と判断した場合
- (2) 要請者側が対応できると判断した場合
- (3) 指導することにより症状の悪化を生じないと判断した場合

(口頭指導の内容)

第6条 口頭指導員は、応急手当実施者に対して、既に救急隊が現場に向かっている旨を伝え安心感を持たせるとともに、原則としてマニュアルの内容に基づき指導すること。

ただし、第3条第1項第1号及び第2号に定める者は、症状の改善が期待できると判断した場合は、マニュアルの内容以外の中毒等の処置についても、口頭指導を実施できるものとする。

(口頭指導の中止)

第7条 口頭指導員は、次のいずれかに該当する場合は、口頭指導を中止することができる。

- (1) 応急手当実施者が、口頭指導途中において極度に焦燥し、冷静さを失っていること等により対応できない場合
- (2) 指導を続けることにより症状の悪化を生じると判断した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、口頭指導の実施が困難と判断した場合

(口頭指導実施上の留意事項)

第8条 口頭指導員は、前条に規定する場合は、出勤中の救急隊に対して、口頭指導の実施応援を要請することができる。

2 口頭指導を実施する場合は、応急手当実施者における感染防止上の留意事項に配慮して指導を行うこと。

3 口頭指導を実施した場合は、出勤中の救急隊に対して、適切な方法によりその内容について伝達すること。

(口頭指導に係る記録、利用等)

第9条 口頭指導員は、口頭指導を実施した年月日、時刻、口頭指導員名、指導項目及び指導内容を記録しておくこと。

2 口頭指導員は、必要に応じて該当救急隊に口頭指導の結果(応急手当の実施又は未実施の現場状況)、応急手当実施者(家族等の関係性)、傷病者の予後について確認し、同様に記録しておくこと。

3 記録、研究会の成果等を利用し、指導項目の改廃、プロトコルの改善、指導方法の研究等を行い、常に口頭指導の高度化に努めること。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。